米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請の手続き

（改修設計の場合）

① 事前相談

◆　事業の対象になるかどうか、また、今後の手続の方法などを市役所建築相談課にてご相談ください。（建築時期、耐震診断の結果などを事前に確認のうえ、ご相談ください。）

② 改修設計見積り依頼

◆　住宅（一戸建て住宅を除く）および建築物の耐震診断等を依頼されるときは、鳥取県木造住宅耐震化業者登録台帳や、鳥取県建築士事務所協会・日本建築防災協会等に耐震診断等の講習会受講者として登録されている名簿を参考に相談され、改修設計費用の見積書をもらってください。申請時に必要になります。

③ 交付申請

◆　申請書（様式第１号）には、次の書類を添付してください。

①収支予算書（様式第２号）
②役員等調書兼照会承諾書（様式１）
③改修設計に要する経費の見積書の写し
④申請建物の付近見取図、配置図、平面図等
⑤その他市長が必要と認める書類

- 建築時期のわかる書類（家屋の課税明細書、固定資産課税評価項証明書、建物の登記事項証明書の写しのいずれか）
- 耐震診断の結果を示す書類等。

④ 交付決定

◆　書類審査の上、補助金交付の可否の決定を通知します。

⑤ 事業の着手

完　了

◆　事業に着手したときは、速やかに着手届出書を提出してください。その際、補助事業に係る契約書の写しを添付してください。

なお、事業の着手（契約）は補助金の交付決定があってから行ってください。

⑥　実績報告

◆　事業が完了したときは、完了した日から起算して３０日を経過する日又は交付決定年度の３月３１日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第６号）に次の書類を添付して報告してください。

①収支決算書（様式第２号）
②改修設計に要する経費の請求書又は領収書の写し
③事業の成果を示す資料等（１部）
④その他市長が必要と認める書類
- 契約書の写し
- 改修設計に基づき耐震改修を実施した後における当該対象建物の耐震診断の結果書

⑦　補助金確定

◆　書類審査の上、補助金の額を確定します。

補助金の額：改修設計に要した経費に２分の１を乗じて得た額（１２万円が上限です）

⑧　補助金請求

◆　補助金の請求は、補助金等支払請求書に次の書類を添付して提出してください。

①補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し
②口座振込依頼書
（補助金は、指定の口座に振り込みます。）

改修設計を行う建築士事務所等の方へ

補助の対象となる耐震改修は、以下のいずれかに該当するものとなっております。

(1)　建築基準法第 19 条及び第 20 条の規定に適合するように行われるもの。
(2)　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）別添第二に示すもの。
(3)　その他(1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの。